
平成19年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第4日)

平成19年6月14日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成19年6月14日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第1号から報告第8号まで(質疑、付託)
日程第3 議案第53号から議案第63号まで(質疑、付託)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第1号 専決処分の承認について(南丹市税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第2号 専決処分の承認について(南丹市都市計画税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第3号 専決処分の承認について(南丹市国民健康保険税条例の一部改正について) (市長提出)
報告第4号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市一般会計補正予算(第6号)) (市長提出)
報告第5号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
報告第6号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
報告第7号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)) (市長提出)
報告第8号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第3号)) (市長提出)
日程第3 議案第53号 南丹市総合振興計画基本構想について (市長提出)
議案第54号 南丹市組織条例の全部改正について (市長提出)
議案第55号 南丹市職員定数条例等の一部改正について (市長提出)
議案第56号 南丹市八木防災センター条例の一部改正について (市長提出)
議案第57号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)

- 議案第58号 南丹市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第59号 南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第60号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案案61号 平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結について
(市長提出)
- 議案第62号 平成19年度南丹市一般会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 議案第63号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭

参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長 兼	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福 祉 事 務 所 長	永 口 茂 治	水 道 事 業 所 長	井 上 修 男
会 計 管 理 者	東 野 裕 和	総 務 財 政 課 長	伊 藤 泰 行
教 育 次 長 兼	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄
社 会 教 育 課 長	橋 本 早 百 合	合 併 調 整 室 長	大 野 光 博
企 画 情 報 課 長	吉 田 進	健 康 課 長	大 内 早 苗
税 務 課 長	川 勝 芳 憲	都 市 計 画 課 長	西 岡 克 己
市 民 課 長	神 田 衛	上 水 道 課 長	寺 尾 吾 朗
土 木 建 築 課 長	栃 下 孝 夫	教 育 総 務 課 長	榎 本 泰 文
農 林 商 工 課 長	勝 山 美 恵 子	出 納 課 長	寺 尾 眞 知 子
下 水 道 課 長	川 辺 清 史	園 部 支 所 長 職 務 代 理 者	山 内 明
学 校 教 育 課 長		園 部 支 所 地 域 総 務 課 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長			

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

連日のご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「一般質問」を行います。

11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 皆さん、おはようございます。

一般質問も3日目、最後となりました。私、議席番号11番、活緑クラブ、川勝儀昭でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問に入ります。

一昨日よりの一般質問において、多くの同僚議員より質問がありましたが、それだけ重要な議題であると受け止めていただき、今議会において上程されております行政組織の再編・強化について、改めて市長にお伺いをいたします。

国の三位一体改革の影響も受け、全国の自治体において市町村合併の機運が高まり、

様々な協議があったのち、旧船井郡の園部町・八木町・日吉町、北桑田郡美山町において合併協議会が発足され、平成16年4月より合併協議会が開催されてまいりました。私も協議会委員の一人として、住民の代表として参加をさせていただきました。全体協議会や小委員会、分かれてそれぞれの分野で1, 347項目にわたる細かな協定項目まで検討処理してまいりました。そして最後の最後まで、懸案事項として残ったのが、やはり本庁の所在地と、そして支所の位置づけでありました。この間、数回にわたる住民説明会が開催をされ、地元住民の意見を聞き、当時の岸上町長以下、八木町としての対応をとってまいりました。地元住民の方々からは、編入合併でも構わないから亀岡市と合併をすべきであるとか、また合併せずに八木町単独で存続ができないものか等々の意見も活発に出されておりました。しかし当時の理事者の方々や議会のご決断により、4町の合併への方向づけが決定されたわけであります。私は将来のことを考えますと、当時の理事者や議会の方々等、関係者各位のご英断は正しかったものであると確信をしております。そして住民の方々の意見も尊重され、合併協議に望み、住民の意見を反映され合併が実現できたものと思っております。いふなれば住民参加のもと、住民合意のもと、合併が実現したわけであります。そして合併協議会当初より大前提として決定いたしましたことは、まず一つに緩やかな合併であること、そして4町対等な対等合併であるということであります。この大前提を踏まえて、様々な合併協議が進んでいったわけであります。そして最後の最後まで協議は難航いたしました。最終、緩やかな市町村合併であること、そして対等合併であること、そして本庁は園部町に置くこと、そして本庁・支所の職員の配置割合は、本庁に3割、支所に7割配置する、そして支所はそれぞれ総合支所として、おおむね10年間設置をするということであります。この決定事項により私は住民の納得が得られ、合併が実現できたものと思っております。今回提案をされております、行政組織の再編、組織の機構改革との、そしてこの合併協議会での決定事項との整合性のずれがないのか、まず以前の同僚議員とも重複をするかと思いますが、今一度、改めて市長にお伺いをしたいと存じます。

続きまして、今回の行政組織の再編・強化についての調整会議が、副市長以下行われたとお聞きをいたしますが、副市長を座長とするその構成メンバーについて、まずお伺いをいたしたいと思っております。

次に、答弁の都合があろうかと存じますので、3番目の救急医療についてお伺いをいたします。

616㎢という広大な面積を有するこの南丹市内において、それぞれ広域消防組合等の救急車が出動を日々しておると思っておりますが、この広域消防組合の今の体制でこの616㎢の人命救助、また救急医療にかかわる救助等の体制ができておるのか、そういったことで現在の救急車の出動状況、並びにその到着時間は約どの程度かかっているのか、お伺いをします。

それともう1点、全国的にAED、すなわち自動体外式除細動器の設置が普及をされ

そして対等だという、大前提の下で進められてまいりました、この合併協定の精神というのを十分尊重しながら、今日まで行政運営を続けてまいった次第でありますし、今こういった厳しい諸状況の下で、やはりこれを遵守していくための改革と申しますか、これからの進め方を積極的にやることによって、こういった内容も遵守していける道分けをしていかなければならない、こういうふうを考えておるわけでございます。こういったなかで、この組織の再編・強化につきましての条例提案をさしていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、南丹市組織機構改革調整会議につきましては、仲村副市長を座長といたしまして、岸上副市長を副座長、部長・所長・局長・次長・会計管理者・地域総務課長の13名で構成をいたしております。部門別会議も設けておまして、総務・事業・福祉・教育、各部門を設置いたしております。各部門におきましては各部長を座長といたしまして、関係の課長・局長・所長で構成をいたしておるところでございます。

次に救急医療について、ご質問がございました。

京都中部広域消防組合の18年度統計によりますと、南丹市内における救急出動件数は1,395件でございます。内訳は急病が842件、60%を占めております。そのほか交通事故、一般の負傷、そのほか、それぞれ15%前後ということになっております。なお、南丹市管内の救急車の平均到着時間は、平成17年が9.5分、18年が8.4分ということになっております。

また、ご質問がございましたAEDの設置状況でございます。ライオンズクラブさんからのご寄贈もありまして、現在、市内の公共的施設におきましては、高等学校で7台、各中学校に1台ずつ、府の機関等に3台が設置されていると承知いたしております。南丹市としてもこの設置の重要性をかんがみ、まずは本庁及び各支所に計4台を配置する計画で、今議会に予算を上程いたしておるところでございます。府内青年会議所からもこのAEDの訓練のキットも頂戴いたしましたので、今後、職員全員が救急救命の訓練等積極的に行うことによって、有効な活用が図られますよう、努力をいたしてまいるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 皆さん、おはようございます。

川勝議員のご質問にお答えをいたします。

食に関する国民の関心は近年高まっており、国においては平成17年に食育基本法が施行され、南丹市におきましても学校給食を生きた教材としながら、小学校では全校で完全給食を実施しております。中学校におきましては、栄養教諭を配置のもと、美山中学校が米飯を中心として完全給食を実施しております。八木中学校においては、ミルク給食を実施しているところであり、中学校における給食の実施は、大きな検討課題

であります、4中学校で学校給食を完全実施することにつきましては、現状において喫緊の課題とする論議は深まっていないと認識しているところであります。完全実施するためには、学校の状況や生徒数にみられる規模、授業時間割等の円滑な学校運営、また施設整備や生徒指導等、諸条件に配慮し、総合的な見地から教育効果や成果を出していくという意味合いでは、論議を今後とも深めていく必要があると考えている次第であります。給食の良さ、食育の重要性を認識しながら、今後、学校を中心に保護者・PTA等とも連携し方向性を見出していきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） ちょっと順序が逆になりますが、今の学校給食の件であります、私も長年PTA活動に取り組んでまいりました。中学におきましても、いち早く給食を実施して欲しい、もしくは選択性の給食でも構わないので実施をいたしてもらいたい、そんな声を多く聞くわけでございます。ですから、美山町で素晴らしい学校給食が実施されているのであれば、他の町にも、そして八木町でも給食センターにおいて、その受け入れが可能であるということもお聞きをいたしております。と申しますのも、昨年でございましたけれども、あるお母さんから子どもがお昼に弁当開けたら臭いがして食べられなかったとって帰ってこられた、そんな声もお聞きをいたしております。当然、自己防衛として、保冷剤を入れてやっておられます。食育の面、そしてまた地元食材を使った私は給食が必要でないかと思われま。そして当然、ランチルームを作ったりだとか、給食を実施するに当たっては、当然、多額の予算も必要になってくると思います。そしてそこでやはり少子化のもと、空き教室もだんだん出てくるわけでございますので、うまく利用してできないものかなと、こんなご提案もさしていただきたいと思いますが。まず例えばお弁当ですけども、例えば各教室に保冷庫と申しませうか、冷蔵庫的なランチボックスを置いたらどうなのかと、そんなこともお考えがないか、教育長に改めて伺いをいたします。

続いて、今のAEDで答弁でございましたけれども、市長、前向きな答弁をいただきましたので、250万という将来、交流人口を目指す南丹市でありますので、そういった観光客が来られるところであったりだとか、またイベント会場等にも設置が私は必要では、まだまだ必要ではなからうかと。そして公的な施設だけでなく、例えば市として、行政として、やはり人がたくさん集まられる、例えば大型店舗であったりだとか、そういったところにも私は設置が必要でないかと思います。今、昨年度8.4分という、これは平均値であると思しますので、当然、美山町内においてももっと10分以上も当然かかる地域もあるかと思しますので、できる限り住民の生命を守るという観点からAEDの普及をいたしてもらいたい、そんな思いでございますし。脳障害起こさずに、5分以内にAEDを使用すれば早期の除細動を行うことができますので、数多く設置をして

いただきたいと思います。

そして次に、行政改革の問題であります。

1回目の質問でも申し上げましたが、今回の合併は住民本位で合意がされ決定をされたものであります。市町村合併後20年、30年経って、この組織改革が行われるものではありません。まだ1年数ヵ月前に住民の合意をやっと取り付けて、合併をしてきたわけでございます。当時の野中町長をはじめ、岸上町長、仲村町長、そして中島町長を筆頭に、いろいろと協議をし、八木町でもしかりであります、美山町ではもっともっと住民投票までされて、この合併をしてきたわけであります。当時のことを振り返りますと、あの強硬派であった野中会長ですら、3年間は今の総合支所で行くんだということをおっしゃっておりました。それに対して何ということだということ、八木町の委員も岸上町長筆頭に反対をし、そして、おおむね10年間総合支所として7割の人員を配置して、八木町の町民が不利益を被らないように、不便にならないように合併をしてきたわけであります。そして園部支所の設置においても他の3町だけが支所対応、そして園部町は本所対応になるのかと、そんなことで園部支所という、いわゆる二重行政であったかもしれませんが、園部支所の設置になったと私は記憶しております。そして今回、再編・強化のコンセプトで市民の視点ということで、利用しやすく分かりやすい、そして一体化を図る、これは園部支所においては、このことが私は当てはまることであろうと思います。しかしながら人員が減り、課も減り、しかしながら、それが総合支所と言われれば、総合支所であろうかと思えます。しかしながら、合併当時にこういった形の総合支所を置くんだ、総合支所の位置づけはそしたら何なんだ、私は市民のニーズが完結できる支所、ほとんどの事項でその支所へ行けば完結できる、これがいわゆる総合支所であると思えます。これから理事者の方々が目指される総合支所とはどういう支所なのか、合併当時の総合支所と変わらないものなのか、本当に市民のサービスが低下しないものなのか、当然、支所の人員は本庁に吸い上げられていくと思えます。市民サービスとは住民票をあげたり、印鑑証明書をあげたりだけでなく、やはり相談業務であったり、いろいろなことを聞きに行ったり、意見を言ったりするのが住民サービス・市民サービスであると思えます。少ない支所の人数でさえ、現場にも出向かなあきません。そしてまた、家庭にも訪問もすることも多々あると思えます。そんななかで、本当に園部町以外の3町の住民が不利益を被らないのでしょうか。この総合支所のあり方について、合併当初の岸上旧町長が思われていた総合支所と、この行政再編に係わる総合支所と、市民の立場で不利益がないのかどうなのか、違いは無いのか、これは岸上副市長にお伺いをいたしたいと存じます。

そして調整会議のメンバーでございますが、皆さんもご承知であろうかと思えますが、各参与が抜けております。私は参与は任期はあるというものの、それぞれ旧町において重要な立場で、この合併協議にも携わってこられた方でありまして、そして引き続き八木・日吉・美山と最先端になって住民の思い、住民の意見を一番よく知っておられる支

所長であり、参与であると思います。そして今回は本庁でなく、やはりそのあとの3町の支所がどうなるんだと、これが一番この今回の再編においての重要な点であろうと思います。地域力の向上もしなければなりません。そのために今、支所を縮小してどうなるんですか。各3参与にこの場では恐らくしゃべりにくい点もあろうかと思いますが、改めて3参与、旧町からの経過・合併の経緯、すべて承知をされております。そして今回の合併のいわゆる組織再編の調整会議に参加をしていच्छゃらない、そして今回の再編が行われたことについて、それと今回のこの再編・強化の内容について、ご所見があれば、それぞれお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 一般質問の場合、できますれば通告を先にお願いをしておきたいと、まずはじめに申し上げておきます。

合併の問題につきましては、先ほどらい、再々答弁をさしてもらっておりますが、基本的になぜ合併したのか、そこを考えていただきたいと思います。なぜ合併したのだろうか、なぜ合併が必要だったのだろうか、そのあたりが大前提になってこよう、それがまず基本に立っているいろんなこと、初めは支所方式も何もなかったなかで、どうして合併をしようかという話から出てきたわけです。財政力指数がコンマ19の町もありゃ、3を切る町もありゃ、多いところで0.3、2ぐらいでした。今、今日の状況を見てもらったら3割自治を地でいっとるわけです。しかも合併する前からそんな状態ですから、何とか四つが合併して、やっぱり財政力があるまちにしていこう、こんな話が根底にあって合併の議論がされてきたわけであります。あまりその資料から、これから議会のルールとして総務委員会に付託されてますので、入る範囲がありますので、あまり突っ込んだ話もできませんけれども、そういった前提に立って総合支所方式とか、緩やかな合併とか、7・3は口で言われてますけども、合併協議の中ではありません、実際、数字には残ってません、活字では。しかしその話があったことも事実であります。何も無いとはいいません。だけどその前提に、やっぱり地方自治が持たない、何とかして合併してやっていかな持たないという大前提があったことも、これ事実であります。これから合併という話が出てきたわけであります。その辺も十分に考慮いただいて、ひとつ悪いことするわけじゃないんです。いいことしよう、何とか職員も仕事ができやすくて住民にも迷惑をかけない、そんな方法は何とかということで、考えてきたわけであります。これがあたかも何か住民にごっついこと迷惑掛けて、大変なことになるような感じにとってもらったら、私たちはええことをしよう、いいことをしようという大前提に立ってやっつるわけであります。このことだけは、ひとつご理解をいただきたい、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 救急車の体制、またAEDの件でございますけれども、私もこの広大な616㎏という面積の中で、いかに早く京都中部広域消防組合の皆さん方が到着するか、また搬送できるかという体制について、大変ご苦労いただいておりますのは常々お聞きしておりますし、また救急車の導入につきましても、更新につきましても新型の救急車を導入していただいております。こういったなかに最新の設備も加えるなかで、もちろんAEDもそこに設置をされとる、といった内容も聞いております。こういったなかで今後AEDの普及、これはもちろん多額な1台40万とも50万ともいわれるわけでございますけれども、そういった点もございまして、できる限り普及を進めていきたいと思っておりますし、民間の施設等もその普及をお願いをしていきたいというふうに思っております。ただ先ほども申しましたように、やはり置いとくだけではなんにもならないという点もございまして。訓練の方も体験といいますか、そういったことも十分に周知徹底して活用できるような体制を整えていくということも含めて、努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 子どもたちの実態につきまして、この2月にアンケートを実施をしたところですが、家族とともに夕食を摂っているかというような状況からみて、約90%の生徒が家族とともに夕食を摂っているという状況であり、また朝食は食べるようにしているかというような状況からみて、92%の生徒が朝食を摂るようにしているというような状況というのが、明らかになってきた状況であります。そういう状況の中で、やはり家庭教育といいたし、親のぬくもりに支えられたような状況の学校教育というような状況で、今日やはり学校と家庭と地域社会との連携というような状況で、やはり家庭の支えの中でというような状況からみて、弁当を作っていたりしながら家族のぬくもりや絆を深めていくという意味合いでは、お弁当の意味合いというのは大変多いという状況にあらうと思っております。そういう状況の中で、弁当での保冷という状況ですが、厳しい気象の変化ということも、今後、考えられるような状況です。実態につきまして十分に把握をしながら、指導上で解決できる問題なのか、やはり我々としても考えなければならぬかという状況を見極めながら、今後、対応させていただきたいとこのように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 参与は、もし答弁があれば。

中島参与。

○参与（中島 三夫君） 川勝議員からあえて旧の美山町長であったというお話しが出ておりましたので、答えになるかどうか分かりませんが、若干、お話をしておきたいと思っております。私は今、この場に座っておるということは、理事者の立場ということでございます。その辺はまずもってご理解をしておいて欲しいと思っております。

今もお話しがございました。さらにまた、昨日、一昨日とこうした議論が各議員から出されておりました。当時2年前の我々のまちの状況等々を思い出しながら、本当に私自身も真剣に考えておるのは実際でございます。ご案内のとおり美山町は、この南丹市の面積の55%を占めておるといって大変広い面積であります。そして人口は15%のわずか5,000人ということで、行政効率からしますと、誠に不利な状況を抱えておることも事実であります。そしてまた、高齢化率は37%を超えております。昨日、一昨日、議論で出ておりましたけれども、限界集落たるものが8集落出ておりました、その予備軍と言われる、いわゆる65歳以上の方が40%を超えておるのが57集落中、半分に近い数字に上がるといって、誠に中山間地、そして南丹市でも極めて厳しいこの立地の状況にあるということは、ご認識いただいております。そしてまた、今日で3日まいったわけでございますが、もちろん職員は毎日通勤しておりますが、この本庁からちょうど議員の皆さんも委員会等でご視察いただいとると思いますが、美山支所までちょうど30kmであります。そしてまた、美山支所から一番遠くの集落へ入ろうと思えば、25kmから30kmあるということでございます。先ほど救急車の到着時間の話がございましたけれども、その辺はご想像いただいたら分かるのではないかと、こういう立地の中で、この船井3町と一緒に合併をさせていただいた、私は合併させていただいたと思っております。そうしたなかで南丹市としての行政の恩恵といえますか、この行政の力を、どう住民に等しく与えていくかというのが我々支所に与えられた、そしてまた、支所長という立場でおる以上、そのことを真剣に考えておるのが実際でございます。その当時、いわゆる合併に対する住民投票をやれというのが、有権者の60%を超えた署名が出まして、その対応をしたわけではあります、それでは納得いただかず議会解散請求の請求が出ました。これに基づいて2月に約20日間の運動期間において、いわゆる合併の是非を問う、いわゆる議会解散するのか、しないのか、この投票をやりました。議会解散する必要なしという結果になりまして、やっと4町の合併協定が結ばれたと、こういう経過でありますから、私は今、考えておるときに、合併賛成反対の意見はたくさん出たわけでありまして、それはやっぱり美山町のまちづくり、美山町の思い、この熱い思いが私にあったということが源泉であったと、こういう具合に理解をしておりました。何とか南丹市の中で美山町地域、しっかり生き抜いていかなければならんと、こんな思いがしておるわけでございます。そして今回の問題でありますけれども、これは先ほど申しました今の、この立場上申しませんが、こうした状況になりましても、やはり住民サービスをしっかりと落とさないように、できるだけ落とさないように、そして市長が常々申し上げております市役所にすれば何とかなると、こういう行政をやっていきたいという思いを言うておられます。まさに支所へ住民の人が来てくれれば、園部本庁までいなくても何とかなるといって支所の体制ちゅういいいますか、この力だけは衰えてはいけなと、こんな思いで必至に今、考えておるわけでございます。先日からお褒めをいただいております地域振興会、こうしたものを通じてでも、住民の皆さん

の本当の砦として、これら守っていくというやっぱりことも、ひとつ考えながら、何とか支所機能をしっかり持たしていきたい、こういう具合に思っております。このことが何よりもこの合併協議で左右に分かれて議論をしました、それぞれの住民の皆さんにきちっと南丹市という行政がお返しするという基本だと思っておりますから、こういうつもりで私は、この在職中は精一杯頑張っていきたい、こんな思いでございますので、その辺は今のところご理解いただきまして、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 中島参与、ありがとうございました。

岸上副市長、通告をいたしておりませんでした。申し訳ございませんでした。

まず先ほど岸上副市長に、私が質問をさせていただいた答えになっていないので、再度質問をさせていただきます。

合併当時の総合支所のあり方・位置づけと、この行政再編にかかわる今後の総合支所のあり方・位置づけ、そして市民サービスの低下がないのか、そのあたりをお伺いをしたわけでございますので、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

そして佐々木市長、今、今回の組織再編において、ほかの3町が人員が減らない住民サービスがイコール低下しないのであれば、私は4課が3課になっても、私は住民サービスは低下しないと思っております。先ほども申し上げましたが、少ない人数になりますと、どうしても住民サービスは落ちるわけでありまして。担当職員が外出しておったりとか、当然出てくるわけでございます。今、地域力の向上であつたりだとか、住民自治の向上という大きく言われとるわけでございます。まだ合併して1年数ヵ月であります。住民自治が本当に充実してできているのか、まだ支所の大きな手助けが必要じゃないのか、私はおおむね10年という協定項目ありますが、私はこれを私の理論を10年間引っ張るつもりはありません。ただ緩やかな合併ということでやったわけでありまして。私は今、6月議会で審議をされ、8月1日からされるのは、私は時期尚早ではないのか、そういうふうに思います。昨日も一昨日も市長答弁の中に、住民説明は議会が通ってからするのが筋であると答弁がありました。例えば、行政手続が変わったりだとか、例えば、配置換えがあつたりだとか、そんなことならそれでいいんです。再三申し上げますが、この理論、本当に私は10年間引っ張るつもりはありません。ただ、もう少し市民を交えた、市民の意見を聞いた議論が必要なんじゃないか。職員さんと副市長とが考えられ調整、ご苦労いただいたと思えます。当然、仕事がしやすい、指揮命令系統もきちりいく、スムーズにいく、そういった体制がイコール市民サービスの向上につながるんだと、そういう理論もあろうかと思えます。しかしながら、なぜそこに市民の意見が入らないのか、私は疑問に思います。この問題においては、ほかのことならその市長が言われる筋、それでいいと思えます。ただ1年数ヵ月前に住民の意見を聞いて実現した

合併なんです。合併後20年30年も経っておるわけじゃないんです。組織の改革といわれますけれども、改革というのはね、例えば、だらだら何年間か、例えば、前の市長だとか、ずっときてそこでやっぱり改革せなあかん、それが私は改革であると思います。初代市長は悲しい結果になりましたが、ほとんどが佐々木市長、佐々木市長が舵取りをされてきたんじゃないですか。改革じゃないでしょ。この案件、問題は、本当に私は市民の意見を聞いてすべきであると思います。理事者が提案されて、議会で通って、そして市民に報告する、それも一つだと思いますけれども、そこに市民の意見が反映されないんです。すべてのこと言ってるんじゃないんです、この件だけなんです。それはなぜかと言えば、くどいようですが市民の意見をもって合併したからなんです。市民の感情がいろんなこと、岸上前町長も皆住民の思いを聞いて合併したんです。それが1年数ヵ月前なんです。何とか私は市民の意見を聞いて欲しい。そののち理事者の方々、職員の方々でもう一度協議をしていただきたい、そんな思いであります。今、中島参与のご意見もありましたが、私も今回の案件についてはいろいろと住民の方々、また合併に携われてこられた方々にも意見を聞いてまいりました。いつかはくる思ってたけど、何ぼ何でも早いんじゃないかというのが大勢でありました、八木町では。今一度、市長のご見解を、副市長と合わせてお伺いをし、3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

今回の組織の再編・強化、元々のはじまりは市民の代表者の皆様方が多く参加いただいております行政改革推進委員会でのご論議、また、その答申に基づいて検討を始めたものでございます。こういったなかで職員におきます行政改革の推進プロジェクトにおいても、この課題について十分な討議提案をいたしなかつたなかで、今回の再編・強化、このような条例提案に至った次第でございます。このことをまず、ご理解をいただきたいと思っております。今日までの3日間の論議の中で私も答弁を行ってまいりましたが、合併協議、先ほども申しましたが、緩やかで、また4町が対等で合併された、そしてまた様々な論議のなかでの苦しい合併であった、こういったことも十分に踏まえながら総合支所方式につきましても、この厳しい現状の中でおおむね10年という協定事項遵守するために、今この行政組織の改革、今やらなければ財政面を含めさらに厳しい状況になる、こういった決意の下で決断をいたしました次第でございます。

どうぞご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、岸上吉治副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 先ほども申し上げましたが、合併は方式として支所方式、総合支所方式、緩やかな合併あります。しかし先ほど申し上げたとおり、根底は自治がもたない、だから合併して何とか住民自治を保とうということで、合併をしたわけであり、これが基本であります。そのなかでどういう方法でしょうかということで、いろ

いろいろ話したわけでありまして。私は今、市長が答弁されたとおりの総合支所方式が崩れるわけでもない、さらに私が強く反対して中座までした、おおむね10年というのを保つのは大切だというような思いも含めて、今回の提案はされておる。しかもこないだの京都新聞の記者もお見えになってますが、京都新聞が取り上げておりましたが、大きな反響がございまして、大きな反響がございまして。支所にも直接、ファックスなり手紙が来ております。私は実際住民の皆さんが、やはり危機を感じていただいとんだなというふうに強く思ったところであります。確かに緩やかで合併していくことも大切であります。しかし、今、先ほど川勝議員がおっしゃったとおりの命令系統、さらには二重構造、一つ取り上げましても建設部門、保健福祉部門においても、基本的に大きく南丹市全体を考えた施策を立てて、それから仕事をしていくという状況ができていない、だからできたらそういう体制をつくりたい、しかもそのことが職員の中から、支所の中からも意見として出てきとることは事実であります。だからそのあたりもご理解いただいて、深くは総務委員会に付託されてますので、これ以上は申し上げませんけれども、私の思いとして先頭に立って、総合支所おおむね10年、当然、私も先頭に立って申し上げてきたから十分理解をしております。そういったなかでも、なおかつしなきゃならない。さらにそのことも保ちながらやっていける方法である。近隣の市なり、類似団体を見ましても決して変わった方法ではない、そのように思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

次に4番、森為次議員の発言を許します。

○議員（4番 森 為次君） 皆さん、おはようございます。

4番、丹政クラブ所属の森為次でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

雰囲気的に熱くなつてくると思うんですけども、私の質問は全然違う質問ですけども、熱い気持ちで質問させていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

まず最初に前回までの定例議会で取り上げてまいりましたいじめについて、教育委員会及び先生方の努力、そして家庭の理解によりまして、今は皆無に等しい状態だと聞いております。しかしいじめの根底はどこで起こるか分かりません。管理体制も大事でございますが、子どもたちを見守る目を、今後とも忘れないでもらいたいと思っております。そして、体験学習・クラブ活動の充実・生徒間の交流など、子ども同士が解決できる支援が大きな要因でなかったかなと考えます。今後とも教育委員会の活動支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは通告にしたがいまして、お伺いをいたします。

特別支援教育についてであります。

公の教育理念は、何よりもその機会の均等にあります。このことは日本国憲法にも基本的人権の一つとして、言い換えれば教育を受ける権利の前提として高らかにうたわれ

ているものであります。昨年60年ぶりに改正されました教育基本法においても、この理念がより一層重視され、障がいのある場合において支援の必要性が具体的に規定されたところであります。同法の第4条第2項におきまして、国・地方公共団体は障がいのある者がその状況に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないと規定された意義は、極めて大きいものがあると考えます。本年4月より改正教育基本法の施行によりまして、京都府でも障がい児教育と呼ばれていた教育が、特別支援教育として新たなスタートが切られました。従来、障がいのある子どもたちの教育については、知的や情緒、さらには言語障がいなど、種類や程度によって、その教育の場と機会が区分され、それぞれの学級が設置されてきたところがございます。この改正によりすべて特別支援教育学級、そして障がいの種別を超えて学べる場になると聞いております。これは近年、小中学生の約6%ともいわれる学習障がい、俗に言うLDや、注意欠陥多動性障がい、ADHDなどの軽度の発達障がいのある子どもたちの存在が注目されるに及んだ、新たな概念による教育的支援が必要となってきた状況であります。まさに適切な対応であると考えられます。例えば周りの人からその行動や障がいが理解されにくく、学校におきましても落ち着きのない子、集団になじめず人とのかわりができない子、自分の意見が思うように伝えられない子などと受け止められ、親御さんも自分の育て方、しつけが間違っていたのではないかと深刻に悩まれる場合が多いと聞いております。こうした子どもたちや親御さんに対する相談活動に応え、障がいそのものに対する理解と教育的援助が益々必要になってきております。今日、就学以前の早い段階、つまりつくし園等でございます、早期対応を図るとともに、学校においても状況に応じた教育上の支援をきめ細かく行っていく必要があると考えるものであります。現在、新年度から特別支援学校として、丹波養護学校が相談支援の拠点校になっております。また南丹市でも園部中学校で通級指導教諭が各校の相談にあたり、園部小学校と宮島小学校での、ことばの教室で特別支援にかかわって教育相談を行っておられるとお聞きしております。これに加え来年度より、文科省の支援によりまして2年間で全国で3万人、すなわちすべての小学校に特別支援教育を推進する上で、必要な支援員を配置する規模の地方財政措置約250億円の措置がとられたと聞いております。

そこで教育長にお伺いいたします。府の現体制の支援体制並びに早期発見することにより、そのすばらしい能力をもつ子どもたちを守るため、そして就学復帰を完全にさせるために、小中学校に支援員、コーディネーターの育成配置をできるよう、早急に体制づくりが必要と考えます。来年の話になりますが、今から育成、そして親御さんにも伝えることが大事だと思います。今の府の支援の現状と、この文科省に対する体制づくりに教育長の見解をお伺いします。

次に、南丹市の公の施設の将来の管理運営という観点で、市長及び教育長にお伺いをいたします。

現在の公の施設は319施設あります。ほとんどが合併によりまして旧町時代からの

引き継いだものであります。当然建設時よりも年数が相当経過しております。そのなか、使用料を利用者からいただき、運営資金に充てております。もちろん南丹市が管理して行くわけでありまして、これも住民への福祉に対するものであります。しかし維持管理には相当な一般管理費としての税金が負担をなされております。このサービス面の情報と施設の情報を総合的に把握した施設白書を作成し、住民及び議会に公開することによって、今もいわれてます行革、つまり行政と一般住民との協働の理解を求めることによって有効活用を図り、これからの施設の総合的な計画が必要と考えます。また昨年からは制度化されております指定管理者の委託料、そして民間活用という観点からも必要になってくるのではないかと思います。今、南丹市の市民のたくさんのニーズがあります。そのためにもこういう白書を作成し、総合的な計画が必要でないかと思います。市長及び教育長の見解をお伺いします。

これで、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 森為次議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは森為次議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまご質問のございました公の施設、大変、南丹市の管理所有する施設、多ございます。こういったなかで、まさに市民の皆さん方の財産でございます。これをいかに効率的、また効果的な運用管理をしていくかというのは重大な問題でございます。昨年、指定管理者制度の導入も図っております。こういったなかで議員ご指摘をいただきました各施設に対する情報、統一的に把握する、こういったなかで、改築やまた修繕等のことについても計画的に対処していく、このことは重要なことだというふうに考えております。こういった施設に対する市民の皆様方のニーズ、また社会状況の変化等、施設機能の見直しも考えていかなければならないといった状況もあるわけでございますので、今、ご提案のございました、いわゆる施設白書といったような観点の策定について、早期に考えていき、また整備していかなければならないと私自身考えておる次第でございますので、議員各位のご理解、また、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

平成19年度は特別支援教育元年とうたわれて、特別支援教育が学校教育法に新たに位置づけをされて、小・中・高・幼稚園において教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒及び幼児に対し、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行うこととされました。本市におきまして合併前の旧町の時より、特別支援教育の理念に則った体制を整えてきているわけでありまして。各小・中学校におきましては、特別支援教育コーディネーターを中心として、障がいのある児童・生徒に関する教育の

あり方等を協議する校内委員会が組織をされて、特別支援を必要とする児童・生徒に対する具体的な支援内容について、協議がされて実践が進められているところであります。LDやADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある児童・生徒のニーズに応じた、支援体制の整備を進めてきているところであります。このことにより本市におきましては、通常学級に在籍する児童・生徒につきましても、個別の支援計画は当然のことながら、通級指導教室への部分的な取り出しをして教育を行うなど、児童・生徒の個々のニーズと状況により様々な対応により、特別支援教育を進めているところであります。

また特別地方交付税措置として予定されている特別支援教育支援員の配置にかかる増勢措置に関しましては、文部省からの具体的な措置内容を検討して、有効な活用を進めたく考えております。なお、現状といたしましては、校内の充実体制と合わせて、京都府より特別支援に関する非常勤講師、週28時間を配置されている学校が3校、現実的には2.5人になろうかと思いますが、非常勤講師を3校において配置しているところであります。また市としても学力充実加配として、きめ細かい指導を行うという状況で単費措置をしているわけではありますが、そのうち特別支援に携わる者として2校に配置している現状であります。今後とも特別支援を対象とする児童・生徒の増加が見られるような状況にあるところから、この度の法改正によって、地域における特別支援教育のセンター的機能が明確にされました丹波養護学校との連携を十分に行い、その専門性を生かしたネットワークを活用させていただくなかで、教育相談部門や関係職員の研修の充実を期して、特別支援教育の推進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

施設白書にかかわってでございますが、教育委員会で所管する施設として公民館等社会教育に類するもの、また運動場や野球場等の社会体育施設がありまして、それぞれ管理運営を行って、住民サービスに寄与しているところでございます。これらの施設は子どもから高齢者を問わず社会教育、社会体育及び生涯学習の拠点施設として様々な住民ニーズに対応した事業を提供し、また利用していただきやすい施設でなければならないと考えております。同時に利用の方法や実施事業等についても、広く市民の皆さんに情報を提供して周知していかなければならないと考えております。現状では市の広報紙、CATV、ホームページ等により、これらの施設が身近に感じていただきながら、気楽にご利用いただけるよういろいろと工夫をし、努力をしているところでございます。また総合的な情報を集約した施設白書的なものを整備し、今後のあり方について検討していくということは大変重要なことだとも考えている次第であります。一方、教育関係施設におきましては、経年による老朽化した施設も見られるような状況にありまして、今後、改修改築にあたって膨大な経費負担が予想され、大変厳しい財政上、極めて大きい課題となるところであります。しかし市民の皆さん方に対しましては、施設の安全・安心を第一義として捉えながら、優先順位をつけながら改修を図っていくというような状況を考えていかなければならないと、このように思っております。さらに各社会

教育関係施設の状況を広く市民の皆さん方に知っていただく意味からも、施設利用状況や、それらにかかる維持管理費等につきましても行政改革を進めるなかで広く情報公開し、市民の皆さん方のご理解とご協力を得ながら協働して有効活用を図り、今後、市の施設全体の総合的な計画を策定する必要があると考えておるところでございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさしていただきたいと思います。

市長をはじめ教育長、施設白書につきましては前向きなお考えの中、策定に向けて進んでいただきたいと思います。これはまた行革にも大きな一躍を担うと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。そのなかでほとんどの施設が改築等、大きな財政負担とはなるとは思いますが、市民にもやはり協力してもらおう意味で、夢と希望の構想も必要ではないかと考えます。おりしも南丹市総合振興計画の基本構想が策定されたわけですが、今後、専門部会等の基本計画段階に入ると思います。この構想の中で今の市長の前向きな具体的な構想と、そして今、市民のニーズというのは先日もありましたけども釜本のサッカー場、あれが新聞に載るだけで大きな反響を及ぼしております。今、建物行政がとやかく言われますけども、必要なものは住民のために、やはり計画的な思い、将来的な思いで理事者としての思いを伝えなければならないと思います。また高齢者や子どもたちの思いは、今、地元で本物が見られる。そして全国的な方がやられた場所で自分らもできるという思いが強く出てきております。これからの南丹市の将来のため、そしてJRの電化によって人口増の希望がありますが、きらめくふるさと南丹市のために、たくさん住民の方が来てもらえるような施策を具体的に市長のお言葉で今日、聞かせていただきたいと思います。

それと特別支援教育でございますが、今、府の支援のもと、拠点学校を中心に福祉施設そして小学校等、きめ細かな特別支援が行われておりますが、文科省のいわれる小・中学校、そして保育所・福祉施設に全校にコーディネーターが配置された時点で、特別支援教育の第一歩だと思います。これは確認ですけども、文科省のまだ具体的な措置が来ておらないということですけども、教育長の基本的なお考えを、もう一度確認しておきたいと思います。

第2回目の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えをいたします。

ただいま森議員ご指摘のいただきましたように、これからのまちづくり、南丹市の輝くまちづくりを進めていくと、こういったなかで当然、総合振興計画の具現化ということが基本姿勢になります。こういったなかで先ほどの答弁でも申しましたように、市民

の皆さん方のニーズ、当然、変化もしてまいりますし社会情勢も変わってまいります。こういったなかで市民の理解とご協力を得るなかで、こういった施設の運営、また建設等にも考えていかなければならないというふうに考えております。まちづくりの推進のために、こういったことも十分に効果的、また効率的な側面も十分踏まえまして、努力をいたしてまいり所存でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 特別支援教育にかかわってコーディネーターの存在であります。いわゆる定数枠外で1名を配置するというにはなっておりませんが、各幼稚園・小学校・中学校につきましては、特別支援教育の中核的役割を果たすというような状況でコーディネーターとして位置づけながら、学校の特別支援教育の中心的役割を担う、そういう教育については明確にしているところであります。そういう状況のなかで、やはり特別支援教育につきましては、専門的力量を上げるというような状況が必要であり、このことの研修を深めていくという状況については、京都府の総合教育センター等の研修を活用しながら、この指導力量を上げながら、特別支援の円滑な推進に努めているところでございます。そういう状況の中で、特別支援教育にかかわっての支援員といましようか、特別の人的な配置につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、現状でも厳しい実態のところにつきましては、その人的配置に心がけているところであります。しかしこの本質的な課題につきましては、やはり実態把握を努めていくという状況を一方では進めながらやるという状況で、必ずしも先に全小・中学校及び幼稚園に配置という状況でなくて、より子どもの実態把握に努め、厳しい状況の中で配置に心がけていくということを優先をしていきたいとこのように思います。そういう意味合いではこの子どもの実態把握、いわゆる相談活動の充実ということを先にも申しましたように、丹波養護学校の専門的力量も十分活用させていただくなかで進めていっているような状況ですので、より充実を期しながら双方立てて進めさせていただきたい、このように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） 答弁は結構でございます。

今ありましたように、特別支援教育、京都府でも先駆けたような形で、また全国に誇れるような支援教育をお願いしておきたいと思っております。

そして施設の件でございますが、全体を通じて、やはりきらりと光る南丹市のために、これも全国に誇れる施策として行っていただきたいと思っております。

ひとつお願いをしまして、3回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 芳治君） 森為次議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

11時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に25番、村田正夫議員の発言を許します。

○議員（25番 村田 正夫君） 議長の許可を得ましたので、6月議会での一般質問を行います。

はじめに、本年は4年に一度の統一地方選挙の年であり、併せて12年に一度の参議院選挙と重なる重要な選挙の年に当たります。4月の府議会議員選挙では南丹市議会議員として、また同じ丹政クラブの一員として、新生南丹市のスタートに共に汗した片山誠治議員が多くの温かい支援を得て、府議会議員に当選しました。これは市民の皆さんが安定を選択された結果だと受け止めておるところでございます。片山議員におかれましては南丹市をはじめとする、この地域の安定と発展のために、大いにご活躍いただくとともに、府政との強力なパイプ役となっていただきたいと強く願うところであります。さて、はじめの質問は西の鯖街道についてであります。

古く中国のシルクロードや長野県の塩の道など、貴重な物産品が流通をする物流ルートは、単にものの流通にとどまらず、人や情報、文化などが行き交い、新たな創造を生むという、興味深い人類の英知を垣間見せます。若狭の海産物を都へ運んだ鯖街道は、一般的には福井県の小浜市から旧朽木村、今の高島市を通過して京都の出町柳に至るルートが知られています。しかし歴史をたどると、その道は約3本からはじまり、6本に枝分かれして、京に至るところでは4本となっています。そのもっとも西側を通るルートが今回質問する「裏鯖街道」とか、「もう一つの鯖街道」とか、呼ばれている西の鯖街道であります。この道の基点は福井県の高浜市で、石山から口坂本、棚野坂を超えて、美山町の鶴ヶ岡、原から神楽坂、佐々江を通り、周山街道を南下して、京都の四条大宮に至るルートであります。このルートは佐々江から西へも向かっておりまして、殿田、園部を通り、天引峠を越えて福住から篠山まで延びておりまして、西の鯖街道は、遙か兵庫県の篠山まで海産物が運ばれていたようであります。現在、四条大宮商店街振興組合は高浜町等と組み、この西の鯖街道の地域おこしをはじめております。南丹市は佛教大学との平成18年11月に結び直した協定書の中で、教育・福祉・文化の振興、発展について連携、協力することとしています。この協定は美山町を中心とした取り組みを展開しつつ、南丹市の他地域にも取り組みを拡大させ、さらには南丹地域の広域振興へとつなげていく、地域づくり広域ネットワークを構築しようとしております。このプロジェクトを佛教大学との連携の中で取り組み、西の鯖街道を戦略的に掘り起こして、南

丹の観光振興を図り、交流人口の目標250万人につなげてはどうでしょうか。また昨日は京都府立ゼミナールハウスが自然の恵みに欲する講座として、「西の鯖街道ルーツを尋ねて」の講座を開いております。地元の鶴ヶ岡振興会からは6名が参加をいたしておりますし、その講師は美山町に在住の郷土史家、小畑實氏が務めておられます。まず大事なことは西の鯖街道への名前の統一であります。高浜町浄化ランドにある魚行商人の銅像には「もうひとつの鯖街道」と記してあります。また昨年11月、美山文化ホールで開かれました美山町の魅力と可能性フォーラムでの基調講演をされた農業マーケティング研究所長、山本和子さんは朽木のルートを表とするなら、このルートを裏鯖街道という言い方をされていまして。名前的にはやはり裏鯖街道というより、西の鯖街道の方が良いのではないのでしょうか。また、さらに地域再生計画との連動が大切だといえます。このルートの峠道を古道として整備をし、若狭街道の一つに位置づけていく取り組みも必要です。この取り組みは美山町・日吉町・園部町の旧3町にまたがるため、南丹市の観光振興の大きな目玉になると期待をされます。現在、行っている佛教大学と南丹市、北野商店街との連携を活かしながら、相互経済効果を図れる可能性に満ちた取り組みではないでしょうか。市長のご所見をお伺いをいたすところでございます。

2点目は、指定管理者制度についてであります。

これは行政改革の中で、昨年6月議会において36議案、51施設がそれぞれ公募をせずに指定管理者の指定を受けたところでございます。これらの対象施設の元々の成り立ち経過を精査し、公募の是非やその条件の付け方、委託費や支援のあり方についての検討を、契約更改を待たずにはじめるべきではないのでしょうか。まず第1にそれらの施設は地域おこしと深く関わっており、その拠点であったり、都市交流との役割を担っているところが多いということ。また公共サービスを提供している施設、もしくは地域のコミュニティ活動を支えている施設も多いということ。したがって合理的・効率的ばかりを優先できない点があることを再認識する必要があるのではないのでしょうか。遠くイギリスはサッチャー改革で痛みを伴う改革として、公共サービスの民営化を行った国として知られています。民営化された施設への派遣従業員は低賃金、劣悪な雇用環境、苛酷で長い労働を強いられているのが実態だといわれております。合理化・効率化・生産性の向上ばかりで、コスト削減に走ることは格差の固定化、ワーキングプアの増大を招く一つの例として、イギリスがよく取り上げられております。したがって南丹市においては地域を守り、住民自治を守り、地域経済を守り、その雇用を守るため、指定管理者制度について公募をするもの、条件付で公募をするもの、公募しないもの、さらには地域に譲渡するものに分けて考えていくことが必要であると言えます。民間委託、第3セクター、そしてこの指定管理者制度について、一定の南丹市基準を作り上げることが必要ではないかと考えますが、市長のご所見を伺います。

最後の質問は、市政運営についてであります。

昨年末に行政改革大綱がまとまり、市の最上位の計画である総合振興計画も5回の審

議会で基本構想がまとまり、このたび答申をされました。合併後の南丹市にとって市政運営をいかに進めるのか、市の進路をどう定めるのかという方向が、ほぼ指し示されたといえます。合併から今までが助走期間とするなら、いよいよこれからは飛び立ち、大きく羽ばたく、明るく夢のある南丹市を創り上げる飛躍の時期に入ったと言えるのではないのでしょうか。その舵取り役はまさに市長であり、いよいよ市政の運営に佐々木イズムを発揮する段階に来たといえます。旧園部町からの本町土地区画整理事業は長年の経過はあるとはいえ、どこかにこの佐々木イズムの爪跡を残すべきだと考えます。また南丹・京丹波地区土地開発公社は、一定その役割を終え、解散に向けて整理の段階に入ったといえるのではないのでしょうか。早く手を打たないと、年々利子が膨らむはずです。船井衛生管理組合は先進的な一部事務組合として、広域行政に大きな役割を発揮してきました。しかし、ここに来て旧園部町時代の行政が衛管に頼る体質を改め、市の主体性を発揮する必要があるといえます。不祥事が起きたり、カンポの問題が起きるのは、根本はそこにあるのではないのでしょうか。るり溪については園部町振興公社としての3セクではありますが、実質的にはカトウプレジャーグループへの業務委託となっております。建物は無償譲渡されましたが、底地は南丹市のものであり、固定資産の問題も残ります。また、その補助金の問題について係争中であります。また長生園については行政の高齢者福祉サービスの受け皿として、その役割を果たしてきました。近隣町や社会福祉協議会など、行政と一体となって貢献してきたことは認めつつも、社会福祉法人としての独立性も今後の課題だといえます。裁判の行方もわずかな金額の判決が出たようではありますが、見通しは不透明であります。年末には役員改選があるようでございますが、南丹市となったこの機会に英断が必要ではないのでしょうか。地域の知恵を結集して設立をされた経過のように、ここは広い協議と検討の場が必要ではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 村田正夫議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

交流人口をさらに増やし、また観光振興を図っていく、私は南丹市の将来にとって大変重要な課題であるというふうに考えております。ご質問にございました西の鯖街道、ご質問の中にもございましたが、昨日、一昨日とゼミナールハウスでルーツをたずねてという講座が開かれたようでございますし、この催しには高浜町、また高浜町の観光協会の皆さんも後援されて、ご参加になっておったようです。そういったなかで昨年、ご質問にございました山本和子先生のご講演、私も拝聴させていただきました。この南丹市地域、美山町のかやぶきの里だけ違って、南丹市全域にすばらしい資源がたくさんあるじゃないですか、いうふうなお話を伺いまして、大変心強く思った次第でございます。

こういったなかで佛教大学との南丹市の協定、美山町で提携されておりましたものを引き継いで、私も調印をさせていただきました。こういったなかで西の鯖街道、先ほど、るるそのルートにつきましてご説明がありましたが、京都市内に入って四条大宮まで行く間に、佛教大学との協定によって設置されております美山町のアンテナショップと申しますか、北野商店街の中にも店を作っておられます。こういったすばらしいお取り組み、また、こういったことをいかに今後、連携させていくか、このことは重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。今回の西の鯖街道構想、四条大宮の商店街振興組合の皆さん方が発起人となられまして、様々な観点から、例えば携帯電話のポータルサイトも立ち上げてというふうなことで、沿線の店舗や観光関連施設をつないでいこうというようなことも、計画されておるようにお聞きいたしております。こういった市民の皆さん、また関係住民の皆さま方のお取り組みを、さらに一体化させることによって、この西の鯖街道、裏街道というんですか、このネーミングについては多少課題もありますけれども、私はこういうふうな一つのきっかけを作ることによって、この道という、例えば紀州の熊野古道といった、まさに国際的にも有名な歴史遺産として評価されておりますし、これがやはり文化、歴史ということを再認識し、また今の観光、また文化交流、そして都市との交流につなげていく、このことによって地域振興が図られるという、大きな可能性を持った事業であると認識をいたしております。市民の皆さん方、そして関係の皆さま方のご協議、またご協力によって、このような事業をさらに推進いただくなかで、私ども行政といたしましても、積極的に協力をさせていただきたい、このように考えておりますので、今後とものご理解、また、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に指定管理者制度、昨年、導入をさせていただきました、元々の旧町で管理・運営していただいておりますものを、新たに指定管理者制度として運営していただいております部分が多々あります。当然、公の施設の種類や内容によって、当該施設を運営するために立ち上げられた組織や団体もあるということの現状がございます。公募になじまないような公の施設も多々あると、承知いたしておるところでございます。当然、合理的な、効率的な運営を考えるっていうことは、この指定管理者制度の目的でもありますし、重要なことではありますけれども、行政サービスの低下をもたらすようなことになってはならないことも、当然でございます。南丹市におきましてもこの指定管理者制度の導入時期に、導入に向けての指針を作成し、実施してまいった経過がございます。例えば、従来、管理委託していた公の施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理・運営の状況、受託の団体の設立経緯、そして組織体制の整備状況を踏まえて、管理を代行するものを特定する必要がある施設につきましては公募をせずに、従来の受託者を指定管理者として選定してきたということもございますし、また指定管理者は毎年度の終了後にその管理、その公の施設の業務に関しまして、事業報告書を提出していただき、またこれらの実績について、今後の指定方法につきましても、検討をしていくことが重要である

というふうに考えております。こういったことを踏まえまして、ご指摘のございました南丹市としての指定管理者制度、この構築ということも必要であるというふうに思いますし、やはり実態を十分に把握し、また今後の活用、十分にできるような体制の中で指定管理者制度というものを考えていきたい、このように考えておるところでございます。

次に市政運営全般につきまして、ご指摘がございました。

当然、今、総合振興計画基本構想につきまして、ご報告をいたしておるところでございます。今後、基本計画、実施計画を早急に策定するなかで、これに基づき事業に取り組んでいきたい、このように考えておるのが基本でございますし、また事業の推進にあたりまして、市役所組織としてもその機能を十分に発揮できるよう、今回の機構改革を行うことを決意をいたしました次第でございます。また、先ほどございました様々な課題、また長期に渡っております事業、そして先般のご質問でもお答えいたしましたように、土地開発公社の長期に渡る遊休地の問題、大変大きな課題となる事業が残っておりますのも事実でございます。これをできる限り早期に諸問題を解決するなかで、まさに輝く南丹市の未来に向けての施策を推進していかなければならないというふうに考えておるところでございますし、私自身やはり今日までの船井6町を、北桑田も含めて、8町の中で運営されてきた。また亀岡市とも含めて、1市8町という体制の中で、様々な一部事務組合をはじめとする各種の行政が行われてきた。これが今、亀岡市を含めての2市1町という形で運営していく、やはり大きな違いが生じて来ているものというふうに考えております。こういうことも踏まえまして、将来に禍根を残すことのないよう、まさに改めるべきところは改める。伸ばすべきところは伸ばしていく。こういった姿勢でこれからの市政に臨んでいきたい、このように考えておりますので、今後とものご指導、またご理解、ご協力をたまわりますようお願いを申し上げます。答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（25番 村田 正夫君） 25番。

1番目の西の鯖街道でありますけれども、いろいろ調べておりますと、なかなか歴史といいますか、そういった文化といいますか、いろいろおもしろいものがあるなあということを痛感するんですが。例えば、京都の三大祭の葵祭がありますが、それには小浜なり、高浜という若狭からの鯖というのが非常に欠かせない、季節感をかもし出す食材であったというようなことも、いろいろと紐解いていますと出てきます。また、ちょっと大きな話ですが、かつての大和朝廷の大動脈としての鯖街道、いわば中国大陸から朝鮮、そして日本海から京都、そして奈良と、こういったルートであったということで、若狭から行きますと奈良まで、ほぼ100キロだそうでございますが、そんなことがあります。そのキロ数で面白い話がありますが、高浜なり、小浜から京都までは最短コースをできるだけ通りたいということで、いろんな道が模索をされたんですが、「京は遠ても18里」という言葉が残っております。これは非常に遠いという意味だそうですが、

その最短距離で18里だそうですが、京は遠い、京遠いということで「きょとい」という言葉が若狭には方言として残っております。非常にとんでもない大きなこととか、怖いことという意味の「きょといこと」というような言い方をします。それもまた、美山町の中でも使っておる方言でございます。また、よく鯖を読むという言葉がありますが、かつて鯖というのは非常にたくさん獲れた、しかも傷つきやすい魚だったようでして、もうドンドン、ドンドン数を早口で読まなくては分からないという意味で、実際の数と読んだ数とに違いがあるという、そういう意味で鯖を読むという言葉がなんか、生まれたようなことも聞かしていただいております。そういった意味でこういったものをやはり、産学といいますか、そして公というものが共同となって調べていたり、また新たな地域振興につなげていくということは、私は非常に夢のある、未来に期待の持てる取り組みだというふうに思います。さっきも言いましたように、幸い美山町をはじめとして佛大との連携、今度、南丹市との連携に変わりましたですけれども、これはやっぱり大いに活かすべきだというふうに思います。また、今現在行っております北野商店街との交流、また、今やっております高浜町と四条大宮商店街との関係、これはやっぱり活かしていく、これはいろいろと私も聞いておりますと、温度差があるようでして、しかも思いといいますか、狙いにちょっとズレがあるようなことも聞いておりますが、ここは一つ真ん中におります南丹市が交通整理をしながら、そういった振興に一役買うということも大事ではないかというふうに思っております。また佛教大学だけやなしに、先ほどありましたゼミナールハウスなんかも頑張ってもらっておりますし、また鶴ヶ岡振興会も大きな力を入れておりますし、美山町の中でも取り組みはされております。このことによって、皆さんは白い鯖寿司ってご存知かどうか知りませんが、普通、鯖寿司は、本当は上から見るといいですか、青い皮の部分の鯖寿司が普通なんです、我々の地域では身を取って鯖寿司を作る、身の鯖寿司っていいですか、白い鯖寿司っていうのがありますが、これもいわば、西の鯖街道寿司というような名前を付けるとかして、鯖寿司だけではなしに白い鯖寿司、もしくは身の鯖寿司と、こういうような振興なども、私は考えられるというふうに思いますので、こういった地域振興につなげていくことが大事、また先ほども少しありました熊野古道の話ですが、いわゆる峠道というのは、かつてはもう峠しか、ルートがなかったわけですので、この古道というものをしっかり整備をしていく、そして掘り起こしていくと、このことは多くの観光客なり、そういった愛好者を呼ぶ力になるだろうというふうに思います。ですから、当然、これは1泊2日、2泊3日というような滞在型の観光につながるはずだというふうに期待も持てます。そして何より今、国が、そして府が進めております地域再生計画という地域づくりプロジェクト、これにやはり南丹市が乗せていくということが大事であって、このことが佛教大学にとっても私は大きなプラスになっていく、研究を進める上でプラスになっていくと思いますので、この地域再生計画にやはり乗せていくんだと、こういうことを、やはりしっかり位置づけていただきたいというふうに思うところであります。

次は指定管理者制度でありますけれども、これはやはり、しっかり最初、抑えておかななくてはならないことは、指定管理者制度はあとからできたのであって、元々その施設であったり、営みはかつて早くから地域の中でできたものであると。こういうやはり順序が違うということを、やはりしっかり受け止めておかななくては、無理やり指定管理者制度にあとからはめ込んでおるわけですから、そのことをしっかり抑えてから考えなくては、少し間違えだろうというふうに私は思います。ですから、単に市の施設の管理をどうするのかと、いうことだけには留まるものではないというふうに思います。それは地域おこしにつながる、地域おこしの経過を踏まえたものである。そして地域振興にかかわったものであるということ。そして何より最近よく言われる市民協働という、住民自治と関連が非常に多い、特に南丹市はこういった指定管理者施設が多ございますので、そういったものが多い。それこそ今、京都府山田知事が言っておられる、いわゆる地域力というものに直結するだろうというふうに思います。ですから先ほど言いましたような言い方からすると、あまり効率化とか、合理性ばかり追求すると、このいわゆる地域力を落としていくことになる可能性がある、心配があるということと言えるというふうに思うんです。そして特産品の振興にも、これはつながっておるというふうに思います。ですから、この指定管理者制度と、そして業務委託と、そして第3セクター、出しておる形は補助金であったり、委託であったりと中身は違うかも知れませんが、これは同じことなんです。ですからそのことをしっかり精査をできる、そういったバージョンを南丹市バージョン作ってはどうかと、こういうことを言うておるんですから、このことはしっかり期間がありますから、早い目に私は手を打ってはどうかと、こういう提案をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

最後に市政運営のことでありますが、今回、機構改革の提案がなされておまして、いろんな意見が出ております。私も美山町の議員でありますから、いろんな苦しみの中から苦渋の選択をしたという経過をもっておりますので、少し言い方が悪いかも知れませんが、諸手をあげて賛成というわけではなかなかないと、いうのも事実です。しかし、これは時期の問題であるとか、規模の問題であるとか、早いとか、大きすぎるとか、そういう問題では私はないと思うんです。そのことはありますけれども。やはり市長がどう思っておられるのか、どう決断をされるのかと、こういうことは私は大事だというふうに思います。いわば選挙で市長は多くの皆さんの市民の信託を受けられたわけですから、この4年間市長お願いしますと言われたわけですから、私はそれは自信を持ってやっていただいたらよいだろうと。合併協で決まっておったことも事実です。そして新市まちづくり計画の中に、そして財政計画の中にあることも事実でしょ、しかしその通りやったらええなら誰でも市長はできますわ。このあと、その後のいろんな動きにどう対応するか、いわば変化対応力というのを市長はお持ちなのかどうかということが、やはり問われるわけですので、そのことを多分、おそらく私は今回、思い切って機構改革をされておるんだろうというふうに思います。いわば市長の力量が問われておるわけで

すから、市長がそのようにされる。そしたら、そのことを我々としては期待もし、支援もしておるわけですが、当然、支援をしていく。しかし大事なことは、ここで副市長なり、参与の、そして教育長の、この皆さん方がそれをしっかり支えなくては、私はいかんと思うんです。市の執行権を持った、いわば理事者の皆さんがしっかりこの課題について議論をし、そしていろんな意見がありましょう。しっかり私は議論をすべきだと思うんですよ。そして最終決断はやはり市長ですよ、そして方向性を出して、そのことが決まったなら、私は市長のそのやられることに副市長はじめ、参与初め教育長はしっかり応援すべきであると、私はこういうふうに思うんですよ。これが市の形です、こんなものが崩れたら、市の運営というものが無茶苦茶になってしまいます。私はこういうことを市長が決断されたなら、今回のことだけやなしに、先ほどいいました多くの課題があるということを言いましたが、あとは市長の意向でそれぞれの部課長が、そして職員の皆さんがいろんなものを作り上げていく、これが一つの市の形であります。私は市長に決断であるとか、実行であるとか、先送りしない即決であるとか、リーダーシップ、指導、そして挑戦的であるということを、いよいよといいますか、そろそろ私は発揮をされて、今まで本当に慎重にされておったことも、私は性格もよく知っておりますので、良く理解をしております。ですが、これからはそれらを生かす、いわゆる決断力、実行力、即決力、そして指導力、そして挑戦的な佐々木イズムを、私は発揮されたら我々も応援いたしますし、期待もしますので、副市長以下、参与、教育長の大きな力を得て実行していただきたいということを、そのことについてのご所見をお聞きしたいと思います。

これで2回目の質問といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁をさせていただきます。

まず、西の鯖街道の件につきましては、それぞれ今日までの取り組みもご紹介いただいております。私自身、この若狭とまた京都をつなぐ、この南丹市の地、位置しているのは大変重要な所にあると、こういったなかでの文化の交流、人の交流、産業の交流が古代より行われてきた。こういったなかで、私は鯖寿司というのを美山町内をはじめ、この地域大変多くの皆さん方がお作りいただき、都会から来られた方が美味しいですねと、いわゆる鯖も美味しいけど、米も美味しいですね、どないして作らるんのですというようなお言葉、賞賛の言葉をたくさん頂く、こういうようなことをよくお聞きしております。先ほどの、この構想がさらに深まり、また大きく飛躍することによって、米の消費にもつながりますし、地域産業の振興にも、また地域社会の発展にもつながってまいり、このように期待をいたしておるところでございますし、先ほどご提案のございました地域力の向上、今、国・府をはじめとする様々なお取り組み、いろいろな制度の創設もされております。こういったことも十分に勘案するなかで、この先ほど申しました

地域力の向上を図ることによって、この南丹市の発展につなげていく、こういったことを市としても積極的に努力をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、指定管理者制度の問題でございます。

当然、旧町時代からもそれぞれ建築をされ、運営をされ、それぞれの状況に応じて地域振興、また、まさに地域力の発展、いろいろなニーズをいかにとらえ、またそれを地域の発展につなげるかということ、この施設の運営をされてきた。こういった側面は誠に大きいものがあるというふうに考えております。そしてこういったあと、まさに指定管理者制度、制度なり法律なんかは様々変わってくる。こういったなかで今、行政にとって財政面でも大変厳しい状況の下、合理的に、また効率的な運営をしていく。こういうようなことの課題も大きく、この比重が高まっておるのも事実でございます。しかしながらやはり今日までの成り立ち、また運営のやり方、こういったことが何であったのかということを見据えたなかで、今後の指定管理者制度というもの、もちろんこれは法律があるわけでございますので、こういったことも踏まえまして、今後の運営については検討していかなければならない、いうふうに考えております。

また最後に、市政運営につきましてのご意見を賜りました。

私自身も今、市長に就任し1年余りが経過し、また市も南丹市として誕生し、1年半が経過し、こういったなかで先日らいの一般質問のご答弁でも申し上げますように、4年間の任期をいかに南丹市の将来に禍根を残さず、また合併して良かったというまちづくりを推進できるか、私自身に課せられた大きな責務を今、もう一度かみしめるなかで、これからの市政運営に全力をつくしてまいりたい、このように考えておるところでございます。先ほど、決断力、実行力等々ご指摘がございました。そういったご意見、ご姿勢も十分に踏まえ、今後の市政運営に全力を尽くしてまいる決意でございますので、今後とものご指導、またご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（25番 村田 正夫君） ありがとうございます。

市政運営への力強いご決意も聞かしていただきました。ありがとうございます。

最初の西の鯖街道だけ、もう1点だけ最後に質問して終わりたいと思いますが、特に若狭と美山町の関係といえますか、そして佐々江との日吉の関係とか、そういったものが非常に多ございますので、特に美山町内では、こういった取り組みは古くからされておる所がございます。鯖寿司とか、なれ寿司とか、そして、今ありましたようないろんな物産もあります。ですから、私は最後に担当の課長といえますか、美山町をよくご存知の神田課長から、少しそのことについての答弁をいただいて、終わらしていただきたいと思っておりますので、最後によりしくお願いします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

神田課長。

○農林商工課長（神田 衛君） それでは指名をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

大変興味深いといいますと、ちょっと語弊あるんですけども、話しとしてお聞かせをいただきました。私もやはり短期的には村田議員ありましたように、古道っていうんですか。私自身がそれほど整備する必要は、旧来からの道なのでないというふうには思っております。やはりその歴史、文化っていうんですか、その財産として研究するっていうのが、まず短期的に必要ですし、昨日取り組まれております京都府立のゼミナールハウスで主催のような講座の取り組みっていうのが、まず基本的に大事だと思いますし、その辺は、終点は私、白梅町だというふうには思っておるんですけども、佛教大学と協力できるっていうふうには思いますし、今、この取り組みの参加の方見ますと、やはり団塊の世代の方っていうのが多いので、それが短期的にやる取り組める一つの方法であるというふうには思っております。

それから、少し話が飛躍するかもしれませんが、幅広い観光という意味では、やはり高浜との連携ということになっております、お聞きしております。ただ、これ石山峠ということをおっしゃられたんですけども、石山峠は旧の大飯町と、それから名田庄村が合併して、今、ひらがなのおおい町というふうになっておりますけれども、その間というのは、確か小浜市を經由しないと通れないというルートになってますけれども、今回の合併で旧の大飯町と名田庄村の合併の目玉事業ということで、その石山峠を整備すると、これ5年ぐらいかかると思うんですけども、そういうこともお聞きしております。ということで、その辺大型バスの離合という、少し古道の整備とは違いますけれども、離合ということができると、高浜では今、非常に観光客がナホトカ号の重油の流出以降、減っておるということでございますし、何かそういう観光ルートを探しておられますので、そういうあたりと現実味が帯びてくる話なのかなあというふうには思っております。その辺で今、ご指摘ございましたように、地元の方で地域振興会取り組んでおられますので、地域振興につなげていける可能性があれば、府県を越えて取り組んでいきたい課題だというふうには思っております。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上をもって、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

1時30分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後0時12分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2 報告第1号から報告第8号まで

日程第3 議案第53号から議案第63号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第2、日程第3を一括して議題といたします。

質疑の通告に基づき、発言を許します。

21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 21番、松尾武治。

議案第54号、南丹市組織条例の全部改正につきましては、この議案につきましては合併協議会での協議されました経過等踏まえまして、南丹市の市民にとって重要な議案でもありますので、一般質問の中でもいろいろな質問がございましたけれども、重複する部分もあると思いますが、改めて質疑をいたします。

本条例は4町が合併する基本条件となる総合支所方式の根幹に関わる重要な条例で、住民への説明責任、理事者の行政手腕が問われる案件と考えております。市長は総合支所の存続を提案理由の一つに示されておりますけれども、もはや総合支所の形態を示していないことは明白となっております。一般質問の答弁でも本庁において、総合的に事業の精査が必要であると言われていましたが、合併協議では相反する部分で地域の独自性を生かし、ゆるやかな合併の実現手段として、総合支所方式をあえて採用をしております。市長が言われている総合支所では、もはや合併協議で示した支所機能の体をなさないことになり、合併協議で議論した支所機能、旧町の理事者による参与の設置理由などによる総合支所方式の継続など、合併協定の基本姿勢を崩壊することになります、合併協議会で示された総合支所の機能と、市長の言われる総合支所では機能に差異があるが、支所にどのような機能と権限を持たそうとするのか、市長の見解を伺います。

総合支所方式では合併協議の基本となっており、提案されております議案では合併協議が示す総合支所と異なり、窓口業務のみを行う支所が想定されます。合併協議の基本となる総合支所方式を変える場合には、住民説明会が必要と考えております。具体的に住民説明を行う対象者、時期、方法等について市長の見解を伺います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまの松尾議員のご質問に、お答えいたします。

まず合併協議において、新市建設計画策定小委員会におきまして、新市の事務所の位置を決定するにあたっての基本的な考え方として、住民サービスを低下させないよう支所方式を採用すると確認された。ということで私は認識をいたしております。そういったなかで支所という単独の名前では混乱もあるのでということで、総合という名称が付いて、総合支所という名称で今、今日まで使われておるといふふうに認識しております。もちろんこういった経緯の中で今回の行政組織再編・強化においても市民の視点に立つ

て、市民が利用しやすく、分かりやすい組織づくりをめざしまして、支所では地域振興、消防防災、保健医療、福祉の各主体を、道路河川の維持管理など、市民と密接なつながりのある業務については当然、継続するという事になっておりまして、私自身、議員申されるように合併の協議の中での総合支所と、私が申し上げます今後の総合支所において、格段の差があるという認識はございません。また、そういった観点からご質問がございましたが、私はご質問で申されておるような総合支所とは異なり、窓口業務だけを行うという支所が想定されるということですが、私はそのような認識は持っておりません。そういったなかで、しかしながら、支所の存在、また市役所の行政組織の改革、改変ということは市民の皆さん方にとっても重大な関心事でもあります。また今後の市役所を活用していただく、そういったものに対しまして、ご説明をさせていただくというのは当然のことでございますし、そういったことにおきましては市議会での議決をいただいたのち、市民の皆さま方にご説明をさせていただく機会を設けさせていただきたい、このように考えております。もちろんその方途については説明会の実施、またホームページ、お知らせ版等々、今、検討を続けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 今、総合支所の機能というか、このことについて市長の方から答弁がございました。合併協議の議事録をずっと見てみますと、いろいろな見解もございますが、そのことについてこの場所で議論するつもりは、私は毛頭ございませんけれども、それは付託されます常任委員会の中で議論いただいたらいいかなというふうに思っております。

ただ、ここで一点だけ発言しておきたいことは、合併協議に関わられました旧町の首長さんが当理事者の中には3名おられます。まだ現職の議員の中にも合併協議の中で居られた人たちもいらっしゃいます。そのなかで十分議事録を見直されまして、支所の機能について、それぞれの立場で、それぞれの発言をされておりますので、そのことについて一度見ていただいたらいいかなあというふうに思っております。その当時の合併協議の経過を見て、住民の皆さんは合併ということにサインをしたという結果になっております。そういうことで、いろんな住民の皆さんからの声は聞いておりますけれども、付託されました総務常任委員会の中で十分そういった部分を議論いただきまして、住民の皆さんに十分説明ができるような議論、結果を出していただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 次に1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 私も議案第54号、南丹市組織条例の全部を改正する条例に対しまして、通告にしたがい質疑を行います。

本条例に対して、さる5日、定例会開会日の午後に懇談会を開いて、様々な意見や質

問が出され、市長や副市長から答弁がありました。改めてなぜ、今議会に本条例が提案されたのか、合併して1年半足らずで組織の再編を行っていくことの理由を、まずお聞かせいただきたいと思います。

今回の提案、組織改革として本庁の3部を7部に、全市的には28課を33課にするとしています。先の懇談会で本庁と支所の業務の見直しを図るという説明もなされております。部長と課長を増やすということが財政再建に結びつくとは考えにくいものがございいます。もう少しこの件について、具体的なご説明をしていただきたいと思います。

昨日、同僚議員より南丹市の雇用問題についての一般質問がありました。そのなかの非正規職員の賃金に関する質問に対して、市長は賃上げはできないと答弁されています。その一方で、今回の提案のような管理職を増やすということが果たして、健全な財政再建となるのか、はなはだ疑問でございいます。組織改革と財政再建は切り離して考えるべきではないでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

市長は提案理由を市民のニーズを的確に把握して、厳しい財政状況の中で有効な施策を企画立案できる柔軟かつ弾力的な組織体制が必要であり、南丹市行政組織の再編・強化を行うとしていますが、本庁を3部から7部、支所を4課から3課にすることで、このようなことが本当に可能なのでしょうか。合併合意の前提条件として総合支所方式、設置期間はおおむね10年、職員数は約7割という前提を崩すことになると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

併せて、住民サービスはもっとも身近な支所で行うのが最良であるとして、総合支所を設置してきましたが、市長は総合支所をどのような機能を持つ組織と認識しているのか、ご答弁いただきたいと思いますが、先ほど、同僚、松尾議員の方より質問もございまして重複する答弁になるかと思しますので、この質問に関してはご答弁は結構です。

合併協議会では、少なくとも3年間は現状をしていくという話も出されておりました。合併協議の根幹にもかかわる本議案を住民に対して、今後どのように説明されるおつもりなのか、明快な答弁をお願いします。この質問に関しましても同じような答弁が予想されますので、可能な範囲でのご答弁で結構です。

今回の組織改革によりまして、何より心配な点は住民サービスの問題でございいます。提案された南丹市行政組織図によりますと、これまでどおりの住民サービスが補償されるのか、また職員の加重労働にならないかなど、具体的な人数も示されないなかで疑問や不安が残ります。住民説明、職員の説明も重要視すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、今回の条例提案に至るまでの過程で、参与が同じテーブルに着かずに論議がされてきたとお聞きしております。参与は市政の円滑な運営を図るために設置され、新市建設計画に基づく市政運営の参画、市長への意見具申を職務としております。今回の提案に参与の意見が反映されているのか、いないのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは仲議員のご質問に、お答えいたします。

まず、なぜこの時期にということですが、これは一般質問の中でも私は申し上げたとおりでございますが、現在1年半経過をした南丹市において、行政改革の審議会における答申等、また部内での行政改革でのプロジェクト等々、意見を吸い上げるなかで厳しい行財政状況の中で、今、行わなければ将来に禍根を残す、こういったなかで20年度の予算編成を目前にした、この8月を実施時期として行わなければならないということで、時期を決断したわけでございますし、そういった状況の中で私は見直すべきところは見直す、また改めるところは改める、選択と集中を積極的に行うことによって、私は市政の推進が図れる。また行財政の改革も進められる。こういった観点から、この時期を設定し、実施を決意いたしましたわけでございますし、そういったなかで、組織改革と財政再建を分けて考えるべきじゃないか、いうご提案でございますが、私は財政再建を行うために、また行政の推進を図るために、この二つを分離して考えることはできない、このように考えております。こういった行政を進めるなかで、組織の改革、これをまずやることによって、今後の諸課題に対応していくこのことが重要であると認識をいたしております。

市民サービスの低下をもたらさない。すなわちそのために今、何度も申しておりますが、総合支所方式をいかに堅持していくか、こういったなかで、市民サービスを低下させないような支所の体制、私はこの組織改革によっても堅持できると確信をいたしております。

合併協議につきましては、当然、尊重し、そういったなかで新市において遂行していかなければならないと認識をいたしております。ただ、今日までの市政執行の中で様々な課題が生じてきたことについて、見直しも必要であると認識するなかで、今回の組織の再編・強化を決意した次第でございます。

職員数につきましては合併協議の中で、基本的には本庁3割程度、支所7割程度という協議もされたことは事実でございますが、本庁・支所の役割事務分掌も決めていないなかでの割合であり、割合にこだわり過ぎて、将来を誤ってはいけないということも協議会の中で了承されたと、いうふうにお聞きいたしております。

また、ご指摘のございました、3年間は現状を維持するよう申し合わされているということですが、私はそのことは確認をいたしておりません。当然、この条例改正に、先ほど申しましたように、議決をいただいたら市民の皆さんにご説明をさせていただくということを確認をいたしております。

また、参与の皆さん方を抜きでというふうなご指摘ございましたが、私はこの議案提案に至るまで、様々な意思決定をするなかで理事会、副市長、教育長、参与、それぞれお入りいただくなかで十分な協議を積み上げてきた、このように考えております。

で、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 答弁ありがとうございます。

今回の提案に対して、るるご説明いただけてますけども、この提案までに至る経過の中で職員さんの声っていうのがどのように反映しているのか、ご答弁をお願いします。

合併して1年半弱ですけども、合併に対して、特に財政面と組織改革とは別物だという、今ご答弁ありましたけども、今回、3部を7部にすることで部長が増えていく、頭が大きくなる、こういう機構改革っていうのが本当の意味での財政再建につながるのか、ちょっと私としては分かりにくい面があります。その辺での1年半余りの検証っていうのが、とても大切なことではないかと思いますが、具体的にどういった検証がなされているのかをお聞かせしていただきたいと思います。

市長は住民にとって市役所に行ったら何とかなる、そういった窓口なり、市役所を目指しているんだということを、就任以来おっしゃっておられます。市民の立場としてもそういった思いで市役所に足を運んでいるかと思いますが、今回の機構改革、提案の中身で本当にこれまでどおりというか、住民にとって、本当に市長がめざしているような市になっていくのかっていうのが、どうしても思い描けないかなあというのがあります。また職員サイドにとりましても、本当は気持ちとして住民さんにサービスをしていきたいけれども、なかなかできないみたいなことが起きてこないかというような不安というか、私は率直に心配します。そういった意味で本当に、今回の改革で本当にできるのかっていう思いでおりますので、もう少し最終的には総務常任委員会の方に付託されますので、深く質疑、私としてはできないとは思いますが、その辺で今後の委員会の流れを見ていきたいなあと思います。

支所に関しての提案で、4課から3課にしていくっていうことで、本当に支所っていう何をするところなんだっていうようなことも、今後この組織改革を行っていく上で明確にすべき、またそういう時期に来ているのかなあと思ったりもしてます。4課を3課にという提案でございますが、下からの声なのか、上からの、俗に言う押し付けなのか、その辺もどういった形で4課を3課にという提案がなされたのか。また先ほど戻りますけど、3部を7部っていうあたりも、もう少し分かる範囲で、もしこの場でご答弁いただければ、今回の提案の詳細な根拠と申しますか、その辺のご答弁もお願いしたいと思います。

あくまで、これまで緩やかな合併という形で進んできたかと思いますが、こういったものを今後、支所に権限なり、仕事を残すのかっていうのが、まだ不明確かなという思いがしてます。午前中の一般質問の答弁に岸上副市長より、いろいろご答弁の中で新聞記事に対する市民の反響があったというようなお話もございましたが、可能な範囲で結構です。具体的にどんな声があったか、もしご披露いただければと思います。今後に向

けて組織改革の案に対しまして、職員へどのように周知徹底。

○議長（高橋 芳治君） 仲絹枝議員さん、これはあくまでも質疑ですので、もう少し質問やなしに、簡略をお願いします。

○議員（1番 仲 絹枝君） 分かりました。

そういった点では、最後にそれでは住民説明に関しても広報等を通して、ホームページなどでされるっていうことでしたので、最後に一番聞きたかったことは結構ですけども、今回の提案で1点だけ、8月1日を実施日としておりますが、これに対する根拠なり、そういう提案が行革審議会の中であったのかだけのご答弁をお願いします。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

まず、職員の声はっていうことでしたが、今日までのまず、先ほどもご答弁申し上げましたが、行革の中で審議会のご審議、また職員の中で行革プロジェクト、これは職員の方々の中で、自発的に参画を希望した方々によって組織される組織であります。こういったなかでの論議、また行革の推進本部、これは幹部職員を中心にして、それぞれ論議をしていく、こういったことを踏まえまして、先ほどらい出ております仲村副市長を座長とした形の中の、組織改革のプロジェクトで積み上げてきた内容でございます。こういったなかで、もちろん職員の意向も反映されておることは事実でございます。

また、もう1点ございました住民の皆さま方への説明、これは何度も申しておりますが、本議会での議決をいただき、8月1日を目指して実施するわけでございますので、議決を得たのち、先ほど申しましたような状況のもとで、市民の皆さま方の説明に努めていきたい、このように考えておるところでございます。

また8月1日、どうして8月なんかということですが、行革の論議でも出ておりました。まさに改めるべきところは改める。決断を持って早期に実施すること、すなわち、20年度予算編成に間に合うように、できるだけ効果を早期に見出せるようなことをするのが今、私に課せられた責務であるというふうに自覚し、この実施日に決定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第8号まで及び議案第53号から議案第63号までについては、お手元配付の議案付託表（その1）のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、6月26日午前10時より再開いたします。

各委員長は誠にご苦勞ですが、付託議案の審査についてよろしくご配慮願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後1時53分散会
